

特 別 会 計

議案第47号

令和8年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算

令和8年度静岡市の電気事業経営記念基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	財産収入	291,798
	1 財産運用収入	291,798
2	繰入金	500,000
	1 基金繰入金	500,000
3	繰越金	100
	1 繰越金	100
4	諸収入	2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		791,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	積立金	290,969
	1 積立金	290,969
2	諸支出金	500,831
	1 恩給費	831
	2 一般会計繰出金	500,000
3	予備費	100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		791,900

議案第48号

令和8年度静岡市土地区画整理清算金会計予算

令和8年度静岡市の土地区画整理清算金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	区画整理清算収入	2,599
	1 区画整理清算収入	2,599
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
3	諸収入	400
	1 延滞金	399
	2 預金利子	1
歳 入 合 計		3,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	諸支出金	3,000
	1 一般会計繰出金	3,000
歳 出 合 計		3,000

令和8年度静岡市公共用地取得事業会計予算

令和8年度静岡市の公共用地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,462,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	財産収入	1,156,800
	1 財産売払収入	1,156,800
2	繰入金	100
	1 他会計繰入金	100
3	諸収入	100
	1 預金利子	100
4	市債	4,305,000
	1 市債	4,305,000
歳 入 合 計		5,462,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	公共用地取得費	4,305,000
	1 公共用地取得費	4,305,000
2	諸支出金	1,156,800
	1 繰出金	1,156,800
3	予備費	200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		5,462,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
清水駅東口地区 用地取得費	令和9年度	<p style="text-align: right;">1,245,000千円</p> 令和8年度に清水駅東口地区用地取得契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清水駅東口地区 用地取得事業	千円 2,905,000	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
道路用地取得事業	320,000	2 借入方法 普通貸借又は債券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	
街路用地取得事業	1,080,000	3 借入時期 令和8年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

議案第50号

令和8年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算

令和8年度静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	繰越金	74,200
	1 繰越金	74,200
2	諸収入	310,500
	1 預金利子	10
	2 貸付金元利収入	296,300
	3 雑入	14,190
歳 入 合 計		384,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子・父子・寡婦福祉資金費	384,700
	1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	370,390
	2 諸費	14,310
歳 出 合 計		384,700

議案第51号

令和8年度静岡市公債管理事業会計予算

令和8年度静岡市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,705,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		404,600
	1 財産運用収入	404,600
2 繰入金		50,270,400
	1 他会計繰入金	38,865,800
	2 基金繰入金	11,404,600
3 諸収入		30,000
	1 預金利子	30,000
4 市債		21,000,000
	1 市債	21,000,000
歳 入 合 計		71,705,000

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		71,704,900
	1 公債費	71,704,900
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		71,705,000

議案第52号

令和8年度静岡市競輪事業会計予算

令和8年度静岡市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,336,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1	競輪事業収入	42,751,147
	1 事業収入	42,751,147
2	財産収入	97,117
	1 財産運用収入	97,117
3	繰入金	140,052
	1 基金繰入金	140,052
4	繰越金	300,000
	1 繰越金	300,000
5	諸収入	47,684
	1 預金利子	9,553
	2 雑入	38,131
	歳 入 合 計	43,336,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	業務費	1,164,190
	1 業務費	1,164,190
2	開催費	41,661,810
	1 開催費	41,661,810
3	諸支出金	500,000
	1 一般会計繰出金	500,000
4	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		43,336,000

令和8年度静岡市国民健康保険事業会計予算

令和8年度静岡市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,319,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	13,441,760
	1 国民健康保険料	13,441,760
2	国民健康保険税	6
	1 国民健康保険税	6
3	一部負担金	1
	1 一部負担金	1
4	使用料及び手数料	7
	1 手数料	7
5	国庫支出金	13,234
	1 国庫補助金	13,234
6	県支出金	46,366,684
	1 県補助金	46,366,683
	2 財政安定化基金交付金	1
7	財産収入	23,775
	1 財産運用収入	23,775
8	繰入金	6,862,120
	1 他会計繰入金	5,736,500
	2 基金繰入金	1,125,620
9	繰越金	1
	1 繰越金	1
10	諸収入	496,812
	1 延滞金、加算金及び過料	54,391
	2 預金利子	10,200
	3 雑入	432,221
歳 入 合 計		67,204,400

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1,776,360
	1 総務管理費	765,476
	2 徴収費	1,009,718
	3 運営協議会費	1,166
2 保険給付費		45,477,915
	1 療養諸費	39,165,654
	2 高額療養費	6,126,960
	3 移送費	461
	4 出産育児諸費	120,000
	5 葬祭費	44,000
	6 高額介護合算療養費	20,840
3 国民健康保険事業費納付金		18,950,310
	1 医療給付費分	12,926,819
	2 後期高齢者支援金等分	4,232,666
	3 介護納付金分	1,396,354
	4 子ども・子育て支援納付金分	394,471
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		518,271
	1 特定健康診査等事業費	423,885
	2 保健事業費	94,386
6 基金積立金		23,775
	1 基金積立金	23,775
7 公債費		883
	1 公債費	882
	2 財政安定化基金償還金	1

款	項	金 額
8 諸支出金		千円 456,884
	1 償還金及び還付加算金	441,954
	2 繰出金	14,930
9 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		67,204,400

第1表 歳入歳出予算（直営診療施設勘定）

歳 入

款	項	金額
		千円
1	診療収入	24,311
	1 外来収入	22,278
	2 その他の診療収入	2,033
2	使用料及び手数料	105
	1 使用料	4
	2 手数料	101
3	繰入金	89,530
	1 一般会計繰入金	74,600
	2 事業勘定繰入金	14,930
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,053
	1 雑入	1,053
歳 入 合 計		115,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	82,738
	1 施設管理費	82,685
	2 研究研修費	53
2	医業費	18,446
	1 医業費	18,446
3	公債費	13,316
	1 公債費	13,316
4	予備費	500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		115,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務経費	令和9年度	19,000千円 令和8年度に国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険資格確認書封入封緘等業務経費	令和9年度	18,500千円 令和8年度に国民健康保険資格確認書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険料納付通知書作成等業務経費	令和9年度	33,300千円 令和8年度に国民健康保険料納付通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険料コンビニエンスストア等収納代行業務経費	令和9年度	29,200千円 令和8年度に国民健康保険料コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険料督促状作成等業務経費	令和9年度	5,700千円 令和8年度に国民健康保険料督促状作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和9年度	3,500千円 令和8年度に国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

議案第54号

令和8年度静岡市駐車場事業会計予算

令和8年度静岡市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	79,392
	1 使用料	79,392
2	繰入金	55,600
	1 一般会計繰入金	55,600
3	繰越金	100
	1 繰越金	100
4	諸収入	608
	1 預金利子	1
	2 雑入	607
歳 入 合 計		135,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	業務費	135,321
	1 業務費	135,321
2	公債費	279
	1 公債費	279
3	予備費	100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		135,700

令和8年度静岡市介護保険事業会計予算

令和8年度静岡市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,852,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1	保険料	16,068,793
	1 介護保険料	16,068,793
2	国庫支出金	17,927,820
	1 国庫負担金	13,531,846
	2 国庫補助金	4,395,974
3	支払基金交付金	20,683,345
	1 支払基金交付金	20,683,345
4	県支出金	10,933,404
	1 県負担金	10,614,690
	2 県補助金	318,714
5	財産収入	15,330
	1 財産運用収入	15,330
6	繰入金	13,030,914
	1 一般会計繰入金	11,899,700
	2 基金繰入金	1,131,214
7	繰越金	172,000
	1 繰越金	172,000
8	諸収入	20,394
	1 延滞金、加算金及び過料	3,086
	2 預金利子	11,793
	3 雑入	5,515
歳 入 合 計		78,852,000

歳 出

款	項	金 額
1	総務費	1,635,351
	1 総務管理費	1,274,447
	2 徴収費	21,407
	3 介護認定審査会費	337,737
	4 趣旨普及費	1,760
2	保険給付費	74,302,238
	1 介護サービス等諸費	69,213,198
	2 介護予防サービス等諸費	1,705,858
	3 その他諸費	57,987
	4 高額介護サービス等費	1,862,780
	5 特定入所者介護サービス等費	1,193,232
	6 高額医療合算介護サービス等費	269,183
3	地域支援事業費	2,418,759
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,085,747
	2 一般介護予防事業費	85,319
	3 包括的支援事業・任意事業費	242,824
	4 その他諸費	4,869
4	基金積立金	15,330
	1 基金積立金	15,330
5	公債費	2,477
	1 公債費	2,477
6	諸支出金	476,845
	1 償還金及び還付加算金	171,000
	2 繰出金	305,845
7	予備費	1,000
	1 予備費	1,000

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 78,852,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料 コンビニエンスストア等 収納代行業務経費	令和9年度	5,700千円 令和8年度に介護保険料コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
介護保険料 特別徴収開始通知書 及び納入通知書 作成等業務経費	令和9年度	8,300千円 令和8年度に介護保険料特別徴収開始通知書及び納入通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

議案第56号

令和8年度静岡市介護保険サービス会計予算

令和8年度静岡市の介護保険サービス会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1	使用料及び手数料	38,245
	1 使用料	35,486
	2 手数料	2,759
2	繰入金	78,100
	1 一般会計繰入金	78,100
3	繰越金	500
	1 繰越金	500
4	諸収入	55
	1 預金利子	50
	2 雑入	5
歳 入 合 計		116,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	サービス費	116,400
	1 サービス事業費	116,400
2	予備費	500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		116,900

議案第57号

令和8年度静岡市中央卸売市場事業会計予算

令和8年度静岡市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ713,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	356,497
	1 使用料	356,497
2	財産収入	800
	1 財産運用収入	800
3	繰入金	166,495
	1 一般会計繰入金	128,800
	2 基金繰入金	37,695
4	繰越金	21,000
	1 繰越金	21,000
5	諸収入	168,608
	1 預金利子	247
	2 雑入	168,361
	歳 入 合 計	713,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	711,400
	1 総務管理費	706,961
	2 業務費	4,439
2	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		713,400

議案第58号

令和8年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算

令和8年度静岡市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,457,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	11,494,400
	1 後期高齢者医療保険料	11,494,400
2	繰入金	2,460,900
	1 一般会計繰入金	2,460,900
3	繰越金	460,600
	1 繰越金	460,600
4	諸収入	41,900
	1 延滞金、加算金及び過料	2,500
	2 預金利子	15,100
	3 他団体納入金	24,300
歳 入 合 計		14,457,800

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療広域連合納付金	14,418,400
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	14,418,400
2	諸支出金	39,400
	1 償還金及び還付加算金	24,300
	2 繰出金	15,100
歳 出 合 計		14,457,800

議案第59号

令和8年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算

令和8年度静岡市の静岡市立静岡病院事業債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ992,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	692,500
	1 負担金	692,500
2	市債	300,000
	1 市債	300,000
歳 入 合 計		992,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	貸付金	300,000
	1 貸付金	300,000
2	公債費	692,500
	1 公債費	692,500
歳 出 合 計		992,500

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡病院事業 貸付金	千円 300,000	1 借入先 銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は 債券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。